

会 議 録

令和 7 年度 第 2 回和光市介護保険運営協議会

開催年月日・召集時刻

令和 7 年 6 月 30 日(月)午後 1 時 30 分

開催場所

和光市役所 3 階 第 2 委員会室

開催時刻

午後 1 時 28 分

閉会時刻

午後 2 時 06 分

出席委員

事務局

菅野 隆

健康部部长

鈴木 正敏

櫻井 崇

深野 正美

健康部次長兼長寿あんしん課課長

森田 圭子

梅津 俊之

山口 はるみ

長寿あんしん課主幹兼課長補佐

宮永 美都

川口 暢

熊谷 和恵

長寿あんしん課課長補佐

安田 芳子

石井 ゆり奈

八木沢 直子

長寿あんしん課長寿支援担当統括主査

清水 孝悦

吉田 貴之

茂野 洋之

長寿あんしん課地域支援事業担当統括主査

渡久地 勢子

沖 結里加

長寿あんしん課長寿支援担当主事

森田 健太郎

長寿あんしん課長寿支援担当主事

村田 侑香

欠席委員

岩崎 郁人

松根 洋右

木暮 晃治

備考

傍聴者 2 人

会議録作成者氏名

川口 暢

会 議 内 容

梅津次長	<p>皆様こんにちは本日は本当に大変お暑い中、会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます長寿あんしん課長の梅津です。よろしくお願いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。事前に配付資料としまして、本日の次第、それと資料1 指定地域密着型サービス事業所の新規指定について、資料2 和光市高齢者紙おむつ等購入費助成要綱の一部改正について、以上3点となります。皆様、お手元にごございますでしょうか？</p> <p>それでは開会にあたりまして、健康部長の櫻井より皆様に一言ご挨拶を申し上げます。</p>
櫻井部長	<p>改めましてこんにちは。本日はご多用の中、また猛暑のところ和光市介護保険運営協議会の方にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より介護保険の運営に関しまして、ご理解、ご協力の方を賜りまして心より感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日ご検討いただく事項は2点ほどございます。忌憚ないご意見の方をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。</p>
梅津部長	<p>ありがとうございます。続きまして運営協議会に対しまして、市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところでございますが、公務の為、櫻井部長が代読を行わせていただきます。</p>
櫻井部長	<p><諮問書、代読></p>
梅津次長	<p>介護保険運営協議会につきましては、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には会議録を作成し、公開をいたします。その際、記録については、要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については委員名を明記した上での記録といたしますので、ご了承ください。なお、会議録作成のため、録音を行っておりますが、作成後に消去いたします。</p> <p>それでは、菅野会長に会議進行の方をよろしくお願いたします。</p>
菅野会長	<p>ただいまから令和7年度第2回和光市介護保険運営協議会を開催いたします。本日の会議は14時30分ぐらいまでと予定しておりますので、円滑な議事</p>

梅津次長	<p>進行のご協力をお願いいたします。会議の開催にあたり、委員定数について事務局から確認をお願いいたします。</p> <p>本協議会は 15 名の方が委員であり、その過半数である 8 名の出席で、会議の成立要件となります。本日、過半数以上 12 名の出席ですので、会議は成立いたします。</p>
菅野会長	<p>はいありがとうございます。さて、議事に入らせていただきますけれども、議事録署名人をまずご指名させていただきます。名簿順でございますけど、宮永委員、清水委員、議事録の確認と署名をお願いいたします。それと、傍聴の方はいらっしゃいますね。申し訳ございませんが、配布資料につきましては、傍聴の方は、会議終了後に回収させていただくことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは議事に沿って進めさせていただきます。</p> <p>諮問事項は 2 つございます。まず諮問事項 1 について事務局から説明をお願いします。</p>
吉田統括主査	<p>それでは諮問事項 1、指定地域密着型サービス事業所の新規指定についてご説明いたします。最初に資料 1 をご覧ください。</p> <p>今回、地域密着型サービス事業所の新規指定の申請がありました。「1・新規予定事業所」に記載しているとおり、「定期巡回・随時対応サービス ひのき和光ステーション」です。サービス種類は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、並びに夜間対応型訪問介護となります。</p> <p>今回、申請に至った経緯になりますが、6 月現在、和光市内に定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス事業者は 5 つございます。そのうちの 1 つ、南 1 丁目にあります「スターライフケア和光」という事業所が、今年 4 月に、自身の体調不良と人員の不足で事業の廃止のご相談がありました。ただ事業を廃止する場合、事業所にはそれまでの利用者に対し、他の事業所を紹介するなど継続的なサービス提供のための便宜の提供が義務付けられております。まずは利用者のことを第一に考えるところではありますが、そのような状況の中で、練馬区で同じサービスを展開している法人が、スターライフの従業員や場所、利用者の継続も含め継承可能との話がありました。もちろん、その法人が法的に問題ないか確認する必要はございます。しかし人員配置や場所等も継承されることは、利用者にとっても安心してサービスの継続ができることにもなります。</p> <p>今まで、地域密着型サービス事業の指定開始においては、公募指定の形をと</p>

(吉田統括主査)

っており、公募についてこの協議会で協議した後公募をかけることがほとんどでしたが、今回においては、先ほどの理由を踏まえ、また法人等の運営に問題がないかを確認し、申請を受け付けたところです。

内容を簡単に整理したものが「2. 経緯」の表となります。従業員は結果として増員となります。

次の頁が申請書となりまして、申請者、行うサービスの種類、裏面に行きまして、事業所・管理者・人員となります。そして添付する関係書類についてですが、種類や枚数も多いことから、一覧表として別紙1としてお示ししております。

これらを確認した中で人員基準や設備・運営基準等欠格事由には該当せず、妥当と判断いたしました。なお、この中で、法人の概要として⑥定款と、⑩自己評価・外部評価結果報告書を後ろにつけさせていただきます。

まず、定款については、法人の概要として添付しました。(株)C-コネクトは本店を練馬区に構え、訪問介護や居宅支援などの介護や障害福祉サービス事業を展開しております。その練馬区においても同種である定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営していることから、ノウハウは既にあり安定的な運営が出来るものと考えております。

次に、自己評価・外部評価結果報告書ですが、練馬での同種サービスの評価を直近1年分添付いたしました。定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスは、おおむね6か月に1度、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることで地域に開かれたサービスとすること、サービスの質を確保すること、を目的として「運営推進会議」を開くこととなっております。この評価は、自己の評価の他、自治体職員や地域包括支援センター職員、また中立な第三者が入り、評価を行っております。この評価からも運営上に問題はないと考えております。

以上、諮問事項1「指定地域密着型サービス事業所の新規指定について」の説明は以上となります。つきましてご承認のほどよろしくお願いいたします。

菅野会長

事務局からの説明は以上ですが質問等ございませんか。はい、山口委員。

山口委員

ちょっと確認ですけど、運営協議会では、地域密着の事業所に対して今回確認を進めるでよろしかったでしょうか。普通の事業所指定については、協議することはなく、申請をして指定を受けるだけですが、地域密着型サービスだから協議するというのでしょうか。

川口主幹	<p>地域密着型サービスの事業については、地域密着型サービス運営委員会で協議することとなっており、和光市では、介護保険運営協議会がその運営委員会を兼ねております。広域型の事業所の指定については、申請を受け付け、審査して指定することとなっておりますが、地域密着型サービスの事業所については、運営委員会で協議するということが介護保険法で示されております。ですので、今回、地域密着型サービス事業について、お諮りしているところです。</p>
山口委員	<p>このスターライフさんは、私も一緒に事業をやらせていただいて、とても難しいケースについても、率先して一緒に考えていただけるともいい事業所なので、なくなってしまうと聞いたときに、何とか続けられないかなってということも、私も事業所の方とお話をしました。今回、引き継いでくださる事業所があって、とても良かったなと私は思っております。そして、自己評価のところの、終わりから2番目の項目で、「安心して暮らせるまちづくりに向けた、積極的な課題定期、改善策の提案等」のところで、ちょっとできていないような評価となっております。ケアマネ会でも、定期巡回さんと一緒にコラボしている課題を出していただいたり、出し合ったりして、得るところが多いので、この事業所さんも、あの和光市の課題について、改善をいろいろと考えていただければなるようになってくださるといいなと思います。これは要望です。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ちなみにスターライフケアは、どうして辞めたんですかね。やはりこういう事業って、利用者さんに非常に密着してやる事業なので、安定した事業展開が継続して行われるっていうことが、やはり利用者さんには安心感を与えるわけで、非常に大事なことだと思うんですが、なぜ辞めざるを得なかったのか。</p> <p>また、今度5人の従業員が8人になるということですが、前の従業員の方は、継続してここに雇用されるのでしょうか。そして、やはり利用者さんへの説明はどうか。やはり不安を覚えますでしょうから、ただでさえ、やはりあまり外出することが少ない方だと、他人様が家に入るのはとかですね、いろんな事情について、非常に抵抗がある方も多いんですね。それが、人がかわる、担当が変わるといのは、やはり不安が強く、抵抗も強く感じると思うので、利用者さんへの説明というの、市のほうからも少し説明責任があるかと思うんですけども、どうでしょうか。</p>
森田主事	<p>スターライフケアの廃止につきましては、法人の代表者の一身上の都合で、体調上の不良等によって廃止ということをしております。そして、職員の方</p>

菅野会長	<p>の継続につきましては、現在、スターライフケアに勤められている職員を継続して雇われるという話ですので、利用者さんにとっても、安心してサービスを受けていただける環境かと思います。また事業所を代表する管理職の方も続投で対応することとなっておりますので、利用者さんにとっては、あまり変化のないように感じていただけるかなと思います。あと、新しい法人さんからも人員を補強していただけるということで合計8名の人員配置となります。</p> <p>そして利用者さんへの説明については、5月25日には、全ての利用者さんへ説明を完了しているということですので、ご納得の上で新しい法人さんからのサービスを受けていただける状況になっております。以上です。</p>
鈴木副会長	<p>ありがとうございます。安心しました。他には。</p> <p>はい、質問させていただきます。今回、17人の利用者がある事業所が廃止されるということで、幸いなことに継続できるような事業所さんがいるということで非常にいいことだとは思いますが、ただ、和光の事業所に直接なことではないのですが、テレビの方でも何回か介護報酬の改正で訪問介護の報酬が引き下げられたと報道されていて、全国的に、非常に訪問介護の事業が厳しくなっているという状況が言われています。ですから、市町村が実施する介護保険事業に影響が何か出ているのではないかとということが不安視されるんですけども、訪問介護で対応している事業所が今現在いくつあり、状況を知りたいと思うのですが、総括的に説明いただければと思うのですが。</p>
川口主幹	<p>現在、訪問介護については、現在16の事業所が、和光の利用者さんが使っている事業所数になるかと思います。ただこの訪問介護を市で何人の方が利用しているかについては、現状手持ちにございませんで不明です。申し訳ございません。</p>
菅野会長	<p>よろしいでしょうか。はい。他にございませんか。ご質問がこれ以上無いようですので、採決に入らせていただきます。</p> <p>諮問事項1、指定地域密着型サービス事業所の新規指定について、このことを承認でよろしいでしょうか。</p>
菅野会長	<p><賛成></p> <p>次に、諮問事項2について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>沖統括主査</p>	<p>地域支援事業担当の沖と申します。着座にて失礼いたします。</p> <p>諮問事項2、「高齢者紙おむつ助成要綱改正」について、ご説明します。</p> <p>資料2の1枚目をご覧ください。</p> <p>本事業は、高齢者の自立した生活を支援することを趣旨に、市町村特別給付として展開しているものであり、この度の要綱改正では、対象とするものの要件を追加修正するものです。これまで対象者の要件としては、市内在住者かつ1号被保険者であること。要介護認定を受けていること。施設等に入所していないこと。の3つを要綱に定め、助成の認定可否については、失禁状況や排せつ動作等を確認し、曖昧な基準の中で審査を行っておりました。今後は明確な判断基準により、一貫した審査を行えるよう、医療費控除を受けるために必要な、おむつ使用証明書の発行基準に合わせ、介護認定日時点の主治医意見書における障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）B1以上、かつ尿失禁にチェックがあるということを必須条件とし、より適正な給付につながるよう事務を執行します。また、この改正で、生活保護受給者の方を対象から除くこととしますが、今後は生活保護の制度において、上限の範囲内で紙おむつ代の支給を受けることができます。</p> <p>変更後の条文については、資料2の2枚目をご覧ください。</p> <p>合わせて要綱改正を行う際に参考としたデータを掲載しております。なお、現在助成を受けている方への対応として、要綱改正以降に、新たに有効になる認定日の情報を参照し、対象者に該当するか否かの通知を行う予定です。</p> <p>これらの要件を加えた要綱改正は、8月1日からの施行の予定でございます。紙おむつ助成要綱改正についての説明は以上となります。ご承認のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>菅野会長</p>	<p>はい、あの私は精神科医なんでね、私の患者さんで、B、Cじゃなくて歩き回っており、全然寝たきり度としてはB、Cにならないと。でも歩き回って、認知症のためにトイレに行かずに、おむつをせざるを得ないっていう人がたくさんいらっしゃるんですよ。その方たちについては、どう考えたのですか？</p>
<p>沖統括主査</p>	<p>現在の認定の状況では、ケアマネさんを通じて申請をいただくことが今多い状況となっております。判断基準が今、ここできらってという明確な基準がなかったために、ケアマネさんと利用者さんとのやり取りの中で、必要だと思われるものについても現在申請が上がってきてしまっているような状況です。</p> <p>担当者としても、担当者によって、その判断基準がうまく取れないっていう整合性が取れないということで、本当に必要な人に給付が出来ているのか、</p>

というところが課題になっているところでした。

もちろん認知症など、その精神症状が出ている方について、おむつが必要なこと、そのような方がいらっしゃることも重々承知しております。

ただ、そういった明確な基準がなかった故に、今、給付がとても右肩上がりになってきてしまっている状況です。なので、ある程度一線を引いて、適正な給付を行うという判断に至りました。

菅野会長

あの、おっしゃることは当然だと思うんでね、曖昧な基準でおむつの費用が上がっているっていうことも理解できますけれども、その曖昧な基準をこれではっきりさせたと思ったら違いますよって言いたいんです。

例えば、認知症だとか、トイレに行かないと、これね、失禁してしまっている人っていうところの視点が抜けてるだろうと。そしてケアマネさんとの話合いで決めているとおっしゃったけど、主治医意見書があるんでしょ。ですから、その主治医意見書で、ABC、Mがどうかね、そこら辺だけで決められないよ、と。そういうような、文言も必要じゃないかと。あまりにも杓子定規でね、それで困る方も出てくるのではないかと、ちょっと心配したので。はい、山口さん、どうぞ。

山口委員

えっと、今ケアマネが違った判断をしているっていうことを言われて、ちょっと悲しい思いをしたんですけども、あの追加分、これを全部クリアしなきゃいけないっていうことなんですけれども、例えば、片足で、杖を突きながら歩いている方、B1にはならない方っていう方も、行くのに時間がかかって、失禁してしまうっていうこともとても多いです。で、このB1じゃない方をダメっていうことになれば、これまた閉じこもりになって、私が失禁するから外へ出ないわってなって、閉じこもりになって介護常態が悪化するっていう可能性もとてもあります。

あと、すごく莫大に上がってるっておっしゃっているんですけども、令和1年から6年までの、高齢者の上げ率を見ても、令和1年から6年までのおむつのほうが、1.26倍になっているんですけども、高齢者の増加人数を見ても、1.41倍なんです。これを見ると、とても増大に上がっているとも言えないのかな、とは思っています。でも高齢者の人数はこれから多くなってきます。

このおむつ助成っていうのは、もともと自立支援のためっていうことで運営されてますよね。もう失禁してしまった人の対応ではなく、そうじゃなくて、自立支援のためにこのおむつ助成があるっていうことで、和光市はずっとやっ

てきたもので、もしケアマネの判断がそこに混じっているっていうのであれば、そこを正していくっていうことも方法の一つだし、あと、限度額が1万円までと決まっていますけれども、その限度額をちょっと変更するだとか、1割、2割、3割っていうことじゃなくて、3割、6割、9割とか、そういうような改正の方法っていうのも検討はできないかなと。歩ける人は辞める、ダメっていうことになると、とても混乱していくと思います。

あと、和光のケアマネ、グループホームのところでも、皆さんから意見をいただきました。でやっぱり、B1、必ずB1じゃないとっていうことであれば、困る方もいっぱいいらっしゃるということで、これら説明をケアマネがまたしていかなくちゃいけないっていうところでも、そうなってくると、和光市のほうでみんなに説明をしていただきたいなっていうこともケアマネから出ています。

これで、この会議のところで、これが、もし、いいんですよっていうことになったら、これでいってしまうんですね。どうにか、これ、内容をもうちょっと精査するっていうことはできないでしょうか。

菅野会長

いや、これはですね、ここでは承認はしませんよ。これでは、あまりにも杓子定規でね。やはり、確かに不適切な、申請なり増えているようなことをおっしゃってたけれど、それを吟味するのが行政のほうで、我々は、もっとその段階で、余裕をもった、こういう杓子定規な形でやらないでね、その他の欄を作って、それでも、これ以外でも必要な場合には相談するような窓口はあるのか、そしてそういう方にとっては、よく調べていただくっていうことも、やはり行政の役目じゃないですか。あまりにもこれじゃ杓子定規でね、僕も、ちょっとこれでは、非人道的とは言わないけれど、あの困る方が大勢いらっしゃるっていうような実感はありますので、もうちょっとこう柔軟性を持った、要綱の改正をしていただきたいな、と。

また、それを見せていただいて、ちょっと考えていきたいと思いますけれども、これじゃあ、とてもね。どうですか。部長さんなり。

梅津次長

会長のご意見、ありがとうございます。

今回、我々のほうとしても、先ほど、山口委員から高齢者の人口の増加と比べると、まだ緩いですよっていうような指摘もいただきましたが、やはり金額的にも今、2,000万円以上がかかってしまうようなところもあります。そういった中で、ちょっとしっかりとした基準を明確にしたいっていう思いはあったんですけども、今、会長からもお話をいただきまして、基本的には、

菅野会長	<p>このB1以上ってというのは考えているのですが、今、B1に該当しなくても、必要な方はいらっしゃるということを山口委員、会長のほうからもお話をいただきましたので、このことについては、我々のほうとしても、本当に市に必要な人に出すっていうのが目的だと思いますので、そこをもう少し対応できるように、考えていきたいと思います。</p> <p>お願いします。では、これは持ち越しということよろしいですか。</p> <p>ですので、これはここで採決しません。後ほど、文言を考えていただいて、お金は多くかかっているということで大変だということもよくわかりましたけれども、その承認の仕方をもう1回考えていただくということで、お答えください。</p> <p>それでは、諮問事項は以上です。次にその他で、一つご報告があります。資料を配ってください。</p> <p><資料配布></p>
菅野会長	<p>前回、諮問事項に対してご意見を色々いただきましたけれども、とりまとめが出来ております。皆さんにはご承知おきしていただきたいところですが、この案について、案をとってよろしいでしょうか。</p> <p>ここで決定的な答申が出来るという問題ではないというのが基本ですので、あとは市職員と議会に委ねるという文言です。よろしいですね。はい、どうぞ。</p>
山口委員	<p>この前の話合いは掲載されていますか。…されているということですので、確認してみます。</p>
菅野会長	<p>特にそれで、何か気になるようなご意見とかありましたか。</p>
梅津次長	<p>それについては、今のところ意見が来ておりません。</p>
菅野会長	<p>わかりました。色々ご意見いただいたと思うんですけども、私も個人的には、色々言われておりますので。</p>
鈴木副会長	<p>そうすると、答申案を受けて、市としては、最終的には、今度は長寿あんしんプラン、その中にどう影響されるかということですが、今度作成するのは来年、その次の年からでしたっけ？</p>

梅津次長	次期の長寿あんしんプランについては、来年度、作成年度になります。
鈴木副会長	そうですね。そうすると、その年度でどうするかっていうことを、明確にしなければならないっていうことですね。
梅津次長	もし、保険料のほうに反映させるということになりますと、長寿あんしんプランの中にも加えることにはなりますが、今回、答申をいただきまして、これから市として判断させていただきますので、もし保険料に反映させないということになりますと、プランのほうには影響はございません。
菅野会長	我々は、この1か月分に関してましては、そちらに、議会にお任せして、我々は、粛々と毎年毎年のことについて、ここで議論していけばいいわけで。この1か月の予算については、我々は、何もご意見を申し上げかねる、というスタンスとなります。
梅津次長	はい、今回、そういった形での答申案をお示しさせていただきましたので、それを受けまして、市として判断していきたいという風に考えております。
菅野会長	始末の仕方は、我々の権限でないと。よろしいでしょうかね。じゃあ、この案っていうのを取りまして、市長さんのほうに提出いたします。 他に何か事務局からありますか。
川口主幹	事務局のほうは他にはありませんが、次回の日程だけご報告、お伝えさせていただければと思います。次回の日程につきましては、8月4日（月曜日）午後1時30分から、企画展示室、第1回開催した場所、を予定しております。内容としましては、基本、決算案についてとなりますので、よろしく願いいたします。
菅野会長	はい、ありがとうございます。それでは、これで令和7年度第2回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

議事録署名人

宮永 美都

議事録署名人

清水 孝悦